

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和7年1月28日  
厚生労働省  
職業安定局雇用保険課

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について、令和6年12月4日（水）から同年1月2日（木）まで御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	本件改正案に賛成する。 また、「雇用保険被保険者番号と個人番号の紐付けを進める」との記載があるが、こちらに関して速やかに対応をお願いされたい。基礎年金番号と同じように、雇用保険被保険者番号とマイナンバーの連携が実現すれば、事業主としては雇用保険被保険者資格取得届に記載する番号はマイナンバーのみとなるため、雇用保険被保険者資格取得届の提出がより簡便なものになるものと思われるので今回の改正が実現することを強く要望する。	本案に賛成の御意見として承ります。
2	省令案についてはおおむね賛成である。	本案に賛成の御意見として承ります。

	同時に、被保険者資格取得時の誤取得(特に生年月日など)が多く見受けられるため、引き続き適用事業所には誤取得時に被保険者に不利益が発生する可能性について周知されたい。	また、雇用保険被保険者資格取得届において、住民票に記載のとおり的情報を届け出ていただくよう、引き続き周知徹底に努めてまいります。
3	本改正に賛成である。 被保険者番号と個人番号は紐付きがあるべきものとする。	本案に賛成の御意見として承ります。